

金額が適正なものであることを確認することが望まれる。

カスタマイズが単価にどのように影響しているか検討することや、単価が適正であるかどうかについて、できる限りの確認をしておくことで、契約の適正性を表明できる状況にしておくことを望む。

(18) 情報ハイウェイ光ファイバ芯線の割当管理に係る業務委託（情報政策課）

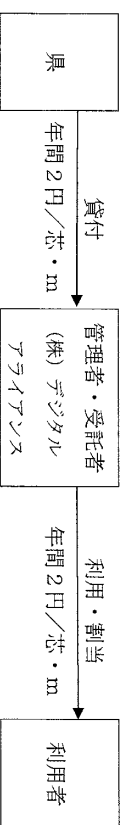
1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

ア 光ファイバ芯線利用に係る割当に関すること（利用計画に基づき計画的割当）

イ 光ファイバ芯線利用に関する情報を管理

（法人名、所在地等の法人に関する情報、利用期間をシステムに登録し、適正に管理）



なお、当該業務は、工事等の物理的作業を要するものではなく、設備の維持管理・監視・障害の除去等の保守管理業務は、別途デジタルファイブエスに委託している。

本業務は、県から貸付を受けたことに伴い、デジタルファイブエスが行う割当等の業務に対し、県が別途費用を負担し委託しているものである。

(2) 委託する理由

山梨県情報ハイウェイ管理及び運営要綱により、デジタルファイブエスは利用者から徴収する利用料と県に支払う貸付料が一芯1m当たり年間2円と同額であるため、同社は情報ハイウェイ運用に必要な業務を適正に遂行することができる。

そこで県から「利用者からの申込受付・芯線割当・利用情報管理等」の業務を委託する。

(3) 契約方法等

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	随意契約（単独）	随意契約（単独）	随意契約（単独）
委託先	（3年間とともに）（株）デジタルファイブエス		
契約期間	（3年間とともに同じ）4月1日～3月31日		
契約金額	1,328,000円	1,328,000円	1,328,000円
予定価格	1,328,000円	1,328,000円	1,328,000円
落札率（%）	100%	100%	100%

ア 予定価格の積算内訳（8月、9月の監査時に提供された資料）

	積算内訳	金額
人件費	15,800円/日×(20日/月×1/3)×12ヵ月	1,264,000円
諸経費	人件費の5%	64,000円
合計		1,328,000円

業務開始時である平成18年の見積合わせ時の価格を10年以上見直してない。

イ 予定価格の積算内訳（12月に提供された資料）

項目	金額
1 定期的管理	
利用者情報管理（データベース情報保存、管理料）	102,000
利用者管理事務作業（利用料請求、芯線管理表の管理）	315,400
2 新規割当管理業務（年3回を想定）	
新規割当作業（詳細設計他）	768,000
データ更新作業	37,650
3 一般管理費（上記費用の10%）	120,000円
値引き	△15,050円
合計	1,328,000円

2 検討

業務開始後の年度毎の割当件数及び委託金額は、次のとおりである。

【年度別の割当件数と委託金額】

	割当件数	委託金額	一件当たり単価
平成18年度(注)	13件	996,000円	76,615円
平成19年度	14件	1,328,000円	94,857円
平成20年度	37件	1,328,000円	35,892円
平成21年度	4件	1,328,000円	332,000円
平成22年度	12件	1,328,000円	110,667円
平成23年度	11件	1,328,000円	120,727円
平成24年度	13件	1,328,000円	102,154円
平成25年度	15件	1,328,000円	88,533円
平成26年度	7件	1,328,000円	189,714円
平成27年度	13件	1,328,000円	102,154円

(注)平成18年度は7月からの9か月間

委託業務の大半は新規割当に伴い発生するものであるが、割当件数は減少しているにもかかわらず、10年以上委託金額の見直しがおらず、毎年度同じ金額で契約が行われている。

3 指摘及び意見

(指摘)

新規割当件数が減少しているにもかかわらず、業務開始後10年にわたり委託金額の見直しが行われていない。県として委託すべき業務について見直し、かつ、新規割当件数等の業務量に応じた委託金額の見直しを行う必要がある。

(19) 常駐SE（情報システムの構築支援等）業務委託（情報政策課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

システムエンジニア（以下「SE」という。）一人を常駐として情報政策課に配置し、以下の業務を行う。

- ア 情報システムに関する構築支援
- イ 共用サーバに関する運用保守等支援

ウ 情報システム台帳管理システムの運用保守等支援

エ 統合サーバに関する保守運用等支援

障害原因の切り分け・障害復旧・再起動・連絡等に関する支援等

(2) 委託する理由

専門的知識・経験を有する技術者に常駐してもらい、県職員では実施できない情報システムの構築支援等の業務を行ってもらう必要があるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先	(3年間ともに同じ) 日本システムウェア(株)		
契約期間	(3年間ともに同じ) 4月1日～3月31日		
契約金額	7,800,000円	7,800,000円	8,400,000円
入札参加者	4者指名 (うち2者辞退)	4者指名 (うち2者辞退)	5者指名 (うち3者辞退)

(4) 指名競争入札とした理由

本業務受託業者は、本県に基盤系又は基幹系システムで利用する統合サーバに係る運用支援業務を行うため、各情報システムの構造や具体的な動作環境について把握する必要がある。そのため、現に本県の基盤系又は基幹系システムを構築・運用している実績があり、既に本県における基盤系又は基幹系システムやネットワークの状況について知識を有し、統合サーバの運用支援を円滑に実施できる業者とする。

2 検討

(1) 指名競争入札とした理由の妥当性について

業務の大半は、各部課内で使用する Access 等を用いた小規模システムの構築支援であり、基盤系システム又は基幹系システムの知識がなくともできる業務とすることである。

ただし、統合サーバ等に問題が生じた場合「障害原因の切り分け・障害復旧・再起動・連絡等に関する支援」という初期対応を行うためには、「本県の基盤系又は基幹系システムの構築もしくは運用に関与している業者である必要がある。」ため、指名競争入札としていることである。

(2) 問題点の指摘

統合サーバに問題が生じたケースは平成27年度には発生しなかったことである。毎日30分程度で行っているバックアップ等の状況確認により統合サーバに異常が発見された事態は過去にあったが、指名競争入札の理由としている「本県の基盤系又は基幹システム構築もしくは運用に参与している業者」でなければ、その際に適切な初期対応ができなかったか否かは分からないことである。

また、常駐するSE個人について「本県の情報システムの構築・運用についての実務経験」は条件とされていない。

地方自治法の規定では、最少の経費で事務を処理するため、契約（業者の選定）は一般競争入札によることが原則であり、特別の理由が認められる場合に限り指名競争入札等が許容されている。

委託する業務内容及び過去の障害発生時の対応を調査した結果、指名競争入札とした理由に妥当性はないと考えられる。

【地方自治法第234条（契約の締結）】

- 1 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

【地方自治法施行令第167条（指名競争入札）】

- 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
 - 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
 - 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

3 指摘及び意見

(意見)

業務の大半は小規模システムの構築支援であり、基盤系又は基幹系システムの構築・運用している業者だけに限定した指名競争入札とした理由に妥当性は乏しいと考えられ、一般競争入札により業者を選定することを望む。

(20) 常駐SE（ネットワーク端末のセキュリティ管理等）派遣（情報政策課）

1 委託契約の概要

- (1) 委託の内容
 - ア 一人一台パソコンの運用管理
 - イ 技術的な情報セキュリティ対策の実施
 - ウ 情報システム等の情報セキュリティ内部監査の実施支援
 - エ ネットワーク端末等のセキュリティ強化対策の検討

(2) 委託する理由

ネットワーク端末のセキュリティ管理等の業務を行うことは不可欠であり、その業務を行うためには専門的知識・経験をもつ技術者が必要であるため。

(3) 契約方法等

年	度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契	約	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委	託	(株) カルク	(株) カルク	(株) カルク
契	約	（3年間ともに同じ）4月1日～3月31日		
契	約	金額	9,600,000円	9,600,000円
予	定	価格	9,600,000円	9,600,000円
落	札	率（%）	100%	100%
入	札	参	加	者
		2者	2者	2者

ア 予定価格の積算

項	目	金額	積算根拠
SE	一人当たりの月額単価	800,000円	積算資料〔（一財）経済調査会発行〕を参考にSEの一般的単価を想定し算定
	月数	12カ月	契約期間
	計	9,600,000円	

イ 指名競争入札とした理由

本業務の委託業者は、本県のネットワーク及び端末管理等の情報セキュリティ対策の全体を把握することになるため、これらの公開を極力避ける情報セキュリティの観点から、既に本県のネットワーク全体及び端末管理のセキュリティ対策を把握している業者である必要がある。

2 検討（委託金額の妥当性について）

(1) 受託会社が公表している労働者派遣事業に係る各種事業

派遣労働者の数	1人
派遣先の数	1件
料金に関する事項	
派遣労働者の賃金の平均額	1日当たり 9,430円
料金の平均額	1日当たり 40,000円
マージン率	76.4%

労働者派遣法による情報提供は派遣労働者の平均額であるが、当業務の受託会社は派遣を1件すなわち山梨県にしか行っていないため、当該派遣業務に従事している社員の賃金額が判明する結果になっている。すなわち、県は受託会社から9,430円/日の賃金の社員の派遣をしてもらう対価として、受託会社に40,000円/日という金額で契約をし、支出を毎年行っている。

(2) 情報政策課の見解

当課の求める業務を遂行できる能力を有する技能者の人件費について積算資料を参考に金額を設定したものであり問題ない、かつ、県が特定の社員の派遣を指定するものではないため(1)で公表された賃金データを把握した後も予定価格の積算その他一連の契約事務を見直していない。

(3) 労働者派遣事業の一般的マージン率

【労働者派遣事業の一般的マージン率と当該派遣業務の比較】

	一般的な労働者派遣事業(注)	当該派遣業務
派遣会社が受け取る収入	30,301円	40,000円
派遣労働者に支払われる賃金(日額、1日8時間当たり)	18,512円	9,430円
派遣会社のマージン(マージン率)	11,789円 (38.9%)	30,570円 (76.4%)

(注)平成26年度労働者派遣事業報告書の集計結果(厚生労働省平成28年3月31日付)より、特定労働者派遣事業(ソフトウェア開発)の金額を記載。

3 指摘及び意見(指摘)

予定価格の算定に当たり、多くの契約事務に用いられている「積算資料」(一財)経済調査会発行)を参考としていることから、契約金額については、一定の妥当性はあるものの、

当該契約においては、派遣労働者に支払われる実際の賃金や一般的マージン率から考えれば、高額な契約額となっている実態があるため、「積算資料」のみに依存した予定価格の算定方法は実情に考慮した方法に見直す必要がある。

派遣事業の一般的マージン率(38.9%)で算定すると、妥当な委託料は1日当たり15,434円(=9,430円÷(1-38.9%))、年間約370万円となり、県が支払っている委託料(年間960万円)は約600万円過大と試算できる。

【山梨県会計事務ガイドブック(抜粋)】

予定価格は、契約しようとする価格が適当かどうか検討する基準であり、契約担当者は、取引の実例価格等を考慮し適正な価格であることを確認し契約すべきものである。

(21) ICT人材養成事業(緊急雇用追加)委託(情報政策課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

求職者が、委託先企業の社員として従事しながらITスキルを身に付け、研修終了後に山梨県内企業へ就職することを旨とする。

(2) 委託する理由

当該事業は、国の「緊急雇用創出事業」により都道府県に交付・造成された基金を活用して事業を実施するもので、その事業の対象となるものは、民間企業等に対する委託により行う事業とされている(「緊急雇用創出事業等実施要領」)ため。

(3) 契約方法等

年 度	平成27年度
契約方法	随意契約(指名型プロポーザル方式)
委託先	(株) ソック情報システム
契約期間	平成26年12月1日～平成28年3月31日
契約金額	3,106,824円

(注) ICT人材養成事業(緊急雇用追加)は、国の100%助成事業である。

2 検計

(1) 請求書の受理日等

請求書の記載日	平成 28 年 3 月 31 日
請求書が受理された日	平成 28 年 4 月 11 日
支払日	平成 28 年 5 月 10 日

(2) 委託契約書等

委託契約書第 10 条 (委託料の支出) において、「請求書を受理した日から 30 日以内に支払わねばならない。」と記載されている。

また、支払時期等については、支払遅延防止法が準用されるため、支払にあたって遅延がないように適正に行う必要がある (支払遅延防止法第 14 条)。

当該委託契約においては、請求書の記載日と請求書受理日 (收受印日) との間が 11 日と長期間あった。県によると、「委託先事業者からの請求書発送の連絡があつてから数日経過するも、到達が確認できなかったため、当該事業者の確認・了解を得たうえで、再発送されたが、請求日は当初発送した請求書のままであったため、結果として乖離が生じた。」とのことであった。

3 指摘及び意見

(意見)

請求書の受理は、将来、事故発生の場合の争点となり、その立証も考慮し、請求書の請求日等に誤りがあれば訂正を求めることが望まれる。

(22) ICT人材養成事業 (緊急雇用追加) 委託 (情報政策課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

求職者が、委託先企業の社員として従事しながら IT スキルを身につけ、研修終了後に山梨県内企業へ就職することを目指す。

(2) 委託する理由

当該事業は、国の「緊急雇用創出事業」により都道府県に交付・造成された基金を活用

して事業を実施するもので、その事業の対象となるものは、民間企業等に対する委託により行う事業とされている (「緊急雇用創出事業等実施要領」) ため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契約方法	随意契約 (指名型プロポーザル方式)
委託先	① エムアイエー ② システムインナカゴミ ③ シンク情報システム ④ (株) シー・シー・ダブル
契約期間	①～④ 平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
契約金額	① 3,576,414 円 ② 6,880,247 円 ③ 3,106,824 円 ④ 8,810,874 円

(注 1) ICT人材養成事業 (緊急雇用追加) は、国の 100%助成事業である。
(注 2) 平成 27 年度は債務負担行為である。

2 検計

(1) 事業実施状況と継続雇用の状況

4 者の事業実施状況は次のとおりである。

委託先	実施報告書提出日	研修生的人数	研修日 (延々)	継続雇用者数
(株) エムアイエー	2 月 29 日	1 人	151 日	0 人
(株) システムインナカゴミ	1 月 12 日	2 人	516 日	0 人
(株) シンク情報システム	2 月 26 日	1 人	200 日	1 人
(株) シー・シー・ダブル	1 月 27 日	2 人	606 日	2 人

このように、委託先 4 者の研修生 (雇用者) 6 人のうち研修後に継続雇用に結びついた者は 3 人しかいなかった。委託先からの報告書には、研修生と希望雇用先のミスマッチ等があると記載されている。

(2) 研修効果の把握

研修効果が把握は、委託先が提出する個別実績報告書だけである。

3 指摘及び意見
(意見)

事業効果の把握は、委託先だけからの報告書を確認するだけでなく、研修生からのアンケート等の情報収集を行うことで積極的多角的な把握を望む。それにより、研修終了後の県内企業への就職という効果が最大限に発揮されることが重要である。

長期にわたって企業に雇用され研修を受けているならば、その企業に継続雇用される状況となることの一つの望ましい姿である。そのような結果があまり見られないようであれば、研修効果の把握を更に行い、その結果を生かして委託先の選定や研修生の配置などを改善していくことを望む。

(23) 情報ハイウェイ保守管理業務委託 (情報政策課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

ア 光ファイバーケーブル監視業務 (24 時間 365 日)

イ 保守点検

障害発見、性能試験、巡回点検、道路の掘削工事の際の現場立会

ウ 関係機関との調整

道路改良工事、電線地中化工事等による光ファイバの移設に関する協議に参加、工

事内容の把握、技術的な支援、図面作成

エ 設備故障修理

オ 設備支障移転

(2) 委託する理由

山梨県内全域を対象とした現場巡回及び迅速な対応が求められ、情報ハイウェイを熟知し工事機材及び保守部品を有している業者に業務委託することにより万全な保守及び回線品質を保持するため。

(3) 契約方法等

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
委託先	(3年間ともに同じ) (株) デジタルライアンス		
契約期間	(3年間ともに同じ) 4月1日～3月31日		
契約金額	99,765,000 円	99,765,000 円	99,765,000 円
予定価格	99,765,000 円	99,765,000 円	99,765,000 円
落札率 (%)	100%	100%	100%

ア 実績による精算

委託業務のうち設備支障移転工事については、移転工事の回数により費用が変動するため、工事実績に応じて年度末に精算を行う仕組み。

なお、平成 27 年度は、中富 IC 道路建設に伴う光ファイバーケーブル切替移設工事を変更契約で実施している。

【当初契約額と実績金額】

	当初契約	実績
年間保守費 (定額)	81,810,000 円	81,810,000 円
精算対象 (設備支障移転分)	17,955,000 円	13,626,371 円
変更契約による追加業務	—	28,750,000 円
合計	99,765,000 円	124,186,371 円

イ 業務の再委託

監視業務については再委託をしていない。それ以外の業務は、山梨県全域において迅速な対応を図るため複数の業者に再委託を行っている。

2 検討

(1) 委託金額の妥当性について

当該業務は平成 18 年度から継続して単年度契約を締結している。

委託契約金額を決定する基準である予定価格については、業務開始前に他県の例を参考に精算して以来、10 年にわたり全く見直しが行われていない。

その結果、実績精算を行う設備支障移転工事以外の保守管理業務は、毎年度、契約の上限額である予定価格のとおり 81,810 千円で契約・支払いが行われている。

具は、委託業務の発注者として適正な価格で契約を行うために、委託して行われている

(24) 財務会計システム維持管理業務委託 (情報政策課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

ア システム運用業務

SE等の指示に基づくリニューアル・チェックシート等による作業
端末操作方法問い合わせ対応、サーバ運用業務

イ システム運用支援業務

年間を通じてエンドユーザー支援やシステムの環境保持業務等
運用計画・管理業務、業務運用支援業務

(2) 委託する理由

システムの専門的知識・経験を有する業者に委託することにより、基幹システムである財務会計システムのトラブルのない円滑な運用を行うため。

(3) 契約方法等

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
委託先	(3年間ともに同じ) 日本電気(株) 甲府支店		
契約期間	(3年間ともに同じ) 4月1日～3月31日		
契約金額	30,460,000円	30,460,000円	30,460,000円
予定価格	30,460,000円	30,460,000円	30,460,000円
落札率 (%)	100%	100%	100%

ア 予定価格の積算内訳 (平成27年度)

項目	工数	単価	金額
システム運用業務	27.40人/月 (28.01人/月)	月500千円	13,700,000円
システム運用支援業務	20.95人/月 (23.45人/月)	月800千円	16,760,000円
合計			30,460,000円

(注) 括弧書きは前年度 (平成26年度) 作業実績

イ 随意契約の理由

開発業者である日本電気(株)以外の業者に委託する場合、相当な業務習得期間(約1年程度の準備期間)を設ける必要があり、業務に相当な支障が生じることが想定される。

ウ 再委託

以下の3者に再委託することが、4月1日に申請され、同日承認されている。

再委託業者	担当業務
NECソリューションベータ(株)	ハードウェア保守、支援業務SE (予算編成)
(株) YSK e-com	運用SE、支援業務SE (執行OL/BT)
(有) ワイズサポート	運用担当 (オペレータ)

(再委託の理由)

財務会計システム維持管理経験者を配置すること等により、安全かつ円滑な業務履行を実施するため。

2 検討

(1) 契約 (業者選定) 方法の見直しについて

開発業者以外では支障が大きいという理由で1者随意契約としているが、実際の業務は他の業者に再委託して実施されている。また、1者随意契約の場合、競争原理が働かないため、どうしても委託金額が高くなってしまいうことが危惧される。

委託業務のうち作業時間ベースで過半を占めるシステム運用業務は、リニューアル・チェックシート等に基づく作業であり、開発業者以外の業者でも実施することができるのではないかと考えられ、実際に日本電気(株) 甲府支店から他の業者に再委託されて実行されている。

委託業務を分割して契約を行い、システム運用業務については一般競争入札を行い、競争原理により委託経費の低減を図ることができるのではないかと考えられる。

(2) 情報政策課の見解

リニューアル等に基づくシステム運用業務を分割して契約するとの考え方もある。しかし、業務の習得期間が必要のため、毎年度受託業者が変更される可能性のある一般競争入札では業務執行に重大な支障を招く恐れがあるため、システム運用業務を分割せず1者随意契約で開発業者に維持管理を委ねている。

(3) 更なる検討

他の情報システムの維持管理業務では、単年度契約ではなく期間3年の長期継続契約が締結されており、当該委託業務についても長期継続契約を締結することにより、情報政策課が懸念している受託業者変更時の業務習得期間による支障は軽減することができるのではないかと考える。

3 指摘及び意見

(意見)

1者随意契約を続けるのではなく、委託業務を分割し、作業時間の過半を占めるメニュー等に基づきシステム運用業務については、一般競争入札により契約（業者選定）を行い、競争原理により委託経費の低減を図ることを望む。

開発業者に維持管理をすべて委ねるのは安心だと思いが、厳しい財政状況の中、最少の経費で事務を処理するため必要な検討を行うべきである。

(25) 常駐SE（財務会計システム）業務委託（情報政策課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

システムオペレーション業務及びシステム運用業務について総合的に調整を行い、財務会計システム全般を統括し、かつ、他の連携システムとの調整を図る。

ア 業務所管課との連絡調整業務

イ 財務会計システム運用SEの管理（業務指示、進捗管理）

ウ 関連する他システムとの連携業務

当業務は、平成20年度から行われ、(株) Y S K e-com が継続して受託し、かつ、7年間同じSEの方が派遣され県に常駐している。

(2) 委託する理由

「外部の高度な専門能力やノウハウなどの有効活用」及び「定数減によるコスト削減」の観点から、県職員ではなく外部委託SEによる対応が望ましいとの判断。
(当該委託業務を開始した平成20年度当初予算要求資料より)

(3) 契約方法等

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先	(株) Y S K e-com	(株) Y S K e-com	(株) Y S K e-com
契約期間	(3年間ともに同じ) 4月1日～3月31日		
契約金額	9,600,000円	9,600,000円	9,600,000円
予定価格	9,600,000円	9,600,000円	9,600,000円
落札率(%)	100%	100%	100%
入札参加者	2者	2者	2者

2 検討

(1) 検討の視点

委託は、本来県職員が行うべき業務について委託するのが原則である。当該委託業務の内容を調査把握し、本来県職員が行うべき業務であるのかについて検討をした。

(2) 常駐しているSEの業務内容

【委託業務別の作業時間実績（平成27年度）作業報告書に基づき算定】

業務所管課との連絡調整	年間作業時間	割合
財務会計システム運用SEの管理	1,337.5時間	65%
関連する他システムとの連携業務	110.0時間	5%
合計	2,053.5時間	100%

(3) 問題点の指摘

委託の内容は、財務会計システムの運用について総合的調整を行い全般を統括するとされているが、毎月の作業報告書を開覧し集計した結果、常駐SEの方が実際に行っている作業のうち、約2/3に相当する時間は財務会計システムの維持管理及び改修業務を受託している会社の個々のSEの方への業務指示及び進捗管理であった。

しかし、維持管理業務等を受託している会社の個々のSEの方への業務指示及び進捗管理は、維持管理業務等の受託会社の管理者が行うべき業務であり、委託者として発注している県職員が担う業務ではない。

3 指摘及び意見

(指摘)

本来受託会社の管理者が行うべき業務と、県が委託する業務とを明確に区分し、委託業務の内容及び委託金額を見直す必要がある。

常駐SEの方の年間作業時間のうち約2/3は、財務会計システムの維持管理及び改修業務受託会社の個々のSEへの業務指示・進捗管理に費やされているが、これは本来受託会社の管理者が行うべき業務であり、県が別途費用を負担して委託する業務ではない。

受託会社は県の業務の協力者であるが、決して一体の存在ではない。すべてを委ね費用を負担するのではなく、委託者として県が果たすべき役割を認識したうえで、県職員が行うべき業務についてのみ業務を委託し、費用を負担するべきである。

(26) グループウェアシステム Internet Explorer 1 対応改修業務委託

(情報政策課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

グループウェアシステムについて Internet Explorer1 (以下「IE11」という。) で正常動作しない部分について、プログラム改修設計を行った後、実際の改修及びテストを行い、本県の環境に導入する。

ア 問題点の抽出

IE11での動作を確認し、画面が正常に表示されない、機能が正常に動作しない、その他正常でない部分等を抽出

イ 対応方針の作成 (議事録等協議記録を作成し確認。)

ウ 改修及びテスト

エ 導入

改修したプログラム等についてグループウェアシステムを本環境に導入し、正常動作を確認し、稼働初日に立会を行うこと。また、異常があった場合の連絡体制の構築。

(2) 委託する理由

グループウェアシステムについて IE11 に対応する必要が生じ、専門知識・ノウハウを有する業者に改修を委託することにより、正常な動作を確保するため

(3) 契約方法等

契約方法	随意契約 (単独)
委託先	日本システムウェア (株)
契約期間	平成27年5月20日～12月25日
契約金額	7,391,000円
予定価格	7,581,400円
落札率 (%)	97.5%

ア 随意契約 (単独) とした理由

本システムは、(株)ネオジャパンが開発したグループウェアシステム (desktop's NEO) をベースに日本システムウェア (株) がカスタマイズを行ったうえで構築し、日本システムウェア (株) はその後の保守管理も行っている。本委託業務は、システムの動作を調査し、改修範囲の特定を行うものであり、現状を熟知した同社以外には実施は困難である。

イ 再委託

desktop's NEO部分の改修についてはパッケージメーカーである(株)ネオジャパンに再委託している。

2 検討

(1) 問題点の指摘 (契約の手順について)

本委託業務では、「(1) 問題点の抽出 (2) 対応方針の作成」と「(3) 改修及びテスト (4) 導入」の業務を一括して契約している。

しかし、「(1) 問題点の抽出 (2) 対応方針の作成」が完了しなければ、「(3) 改修及びテスト (4) 導入」に要する費用を算定することは出来ないものである。

当業務を適正かつ最少の経費で実施するためには、最初に「(1) 問題点の抽出 (2) 対応方針の作成」部分のみ契約し、その結果を踏まえて「(3) 改修及びテスト (4) 導入」部分の契約を行う、すなわち、契約を2段階に分けて行う必要があるのではないかと考えられる。

(2) 情報政策課の見解

指摘のとおり2段階で契約を行うこともあるが、当業務においては、契約に先立って情報政策課職員が試行し予め改修すべき部分が判明していたため、想定した部分のみを改修することを前提に一括して契約を行った。また、予め想定した部分の他に改修が必要とな

った場合には変更契約を行うことを想定していたが、実際には想定通りであった。

(3) 契約書・仕様書の記載内容の確認

情報政策課の説明のとおりであれば、業務内容・範囲及び責任・費用を明確にすることを目的に作成される契約書・仕様書において、「予め想定していた改修項目が列挙され、他に改修が必要となった場合委託金額の見直しを行う。」との規定があるはずである。

しかし、仕様書には、委託業務として「問題点の抽出及び対応方針の作成」が記載されており、一方、果が「契約前に想定していた」と主張している改修項目についての記載も一切ない。

さらに、仕様書には「対応方針についての協議を入念に行い、双方に認識・誤解が生じないよう議事録等協議記録を作成し、確認を行う」との記載もあり、(2)の情報政策課の説明、すなわち、「改修する部分・範囲について予め果と受託業者で共通認識があった」ことは契約書及び仕様書記載の文言から確認することはできなかった。

3 指摘及び意見

(指摘)

desktop's NE0部分の改修についてはパッケージメーカーである(株)ネオジャパンに再委託しているが、契約書第9条に規定されている書面による承諾が行われていない。契約条項の遵守を徹底する必要がある。

【契約書第9条、再委託の禁止(抜粋)】

乙(受託者)は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲(県)の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(意見)

適正かつ最少の経費で業務を行うためには、本業務は一括して契約するのではなく、最初に「問題点の抽出・対応方針の作成」部分のみを契約し、その結果を踏まえて「改修・テスト・導入」部分の費用を見積・算定したうえで契約、すなわち2段階で契約するなど、契約の手順についても留意することを望む。

(27) 財務会計システム Internet Explorer 11 対応改修業務委託 (情報政策課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

県職員が使用するPCのInternet Explorerが9から11にバージョンアップする予定であるため、バージョンアップ後の環境において財務会計システムを動作させるため、現システムの改修を行う。

ア 端末環境変更に関する検討・調査・打合せ等

イ システム改修(財務会計システム基盤)

ウ 新端末環境動作検証作業

エ ドキュメント作成

(2) 委託する理由

財務会計システムについてIE11に対応する必要が生じ、専門知識・ノウハウを有する業者に改修を委託することにより、正常な動作を確保するため

(3) 契約方法等

契約方法	随意契約(単独)
委託先	日本電気(株)甲府支店
契約期間	平成27年9月7日～11月30日
契約金額	6,481,000円
予定価格	6,481,000円
落札率(%)	100%

ア 予定価格の積算

工数×単価による積算内訳はなく、受託業者からの見積書と全く同じ項目・金額で予定価格を積算

イ 随意契約とした理由

受託業者は、財務会計システムの開発に携わり、維持管理業務も受託しており、確実に改修作業を行うことができる。他業者に委託した場合、仕様把握に膨大な時間がかかり、委託期間が非常に長くなる恐れがあるとともに、今回改修を行う箇所以外

に不具合が生じたときの責任の所在が不明確になるため。

ウ 再委託

以下の3者に再委託することが、契約締結と同時に申請され、同日承認されている。

再委託業者	再委託業務
NECソリューションイノベータ(株)	端末環境変更対応、ActiveX端末展開支援、システム改修、システム動作検証(基盤、予算編成)
(株)YSK e-com	改修プログラムの現地適用及び本番リリース システム動作検証(予算管理)
(有)ライズサポート	システム動作検証(執行系OL、BT)

(再委託の理由)

財務会計システムの開発業務及び維持管理経験者を配置すること等により、安全かつ円滑な業務履行を実施するため。

2 検討

(1) 情報システムに関する予算検証作業の流れ(情報政策課作成書面より)

- ア 業務担当課から提出された業者見積額に対し、情報政策課で専門的見地からの評価額を決定し(情報システム等所見書)、予算編成の参考資料として業務担当課に提供
- イ 情報政策課の検証ルールに従った検証額よりも業者見積額が高額である場合、業務担当課に検証額を伝え、業務担当課で業者との協議が行われる。
- ウ 対象案件が1者随意契約を前提とする場合、契約が締結できない事態を招くことのないよう、受託業者が検証額では実施不可能な場合は、業者の再見積額を評価額とすることがある。

【当業務における業者見積額と情報政策課のルールに基づく検証額】

当初の業者見積額	業者再見積額	情報政策課の検証額
6,952,000円	6,481,000円	4,942,075円
減少数額471,000円		差額1,538,925円

当業務では、検証額(4,942,075円)ではなく業者の再見積額(6,481,000円)を評価額とする情報システム等所見書が作成されている。

- エ 業者の再見積額を検証することは出来ない中で、予算措置額及び予定価格の積算は業者の見積書の内容をそのまま使用し、契約の上限額である予定価格も業者の再見積額どおりで決定されている。

(2) 問題点の検討

ア 情報政策課の見積検証力

受託業者と徹底した協議を行ったが、どうしても業者見積額と検証額の差が詰まらず、総合的な最終判断として、契約できない事態を避けるために業者見積額で契約を行うことがあることは、監査人として理解できないものではない。

しかし、専門部署である情報政策課は検証額を業務担当課に伝えるだけで、業者との協議は業務担当課で行われるため、受託業者と徹底した協議が行われた形跡はない。業者見積では13に区分されている様々な作業工程のうち、どここの作業区分で見積額と検証額の差異が生じていたのかも不明とのことである。

また、情報政策課のルールに基づいた検証額よりも業者見積額が高くても、契約できない事態を招くことのないよう情報政策課が状況を汲み取って業者見積額を評価額として決定することは、当業務の他にも財務会計システム改修業務(受託業者は同じ)でも同様に行われており、決してまれな対応ではない。

1者随意契約の場合、競争原理が働かないため、情報政策課の専門部署としての見積金額の検証力を高めることが重要である。

イ 業者の見積額と全く同じ金額で予定価格を決定

予算編成のために業務実施の前年度に提出された受託業者の見積書と1円も変わらない金額で契約の上限額となる予定価格を決定し、同額で契約を締結している。

これは、実質的に予定価格の積算を業者に委ねているのと同じであり、その結果、契約の上限額となる予定価格を受託業者は容易に推察できる状況になっている。

【山梨県会計事務カイドブツク(抜粋)】

予定価格は、地方公共団体が相手方を選定して契約を締結する際の契約金額決定の基準であり、契約担当者からかじめ作成しておかなければならない。予定価格の決定は公務上の秘密であり、他にもらしてはならない。
随意契約における予定価格は、業者が算定した見積書と対査することにより、契約しようとする価格が適当かどうか検討する基準であり、(以下略)

3 指摘及び意見

(指摘 1)

専門部署である情報政策課の換算額よりも高い受託業者の見積額のとりの金額で契約が締結されているが、専門部署として情報政策課の見積検証力を高める必要がある。

(指摘 2)

1者随意契約であるにもかかわらず、受託業者の見積額と全く同じ金額で契約の上限額である予定価格を決定し、同額で契約を締結しているが、受託業者が容易に予定価格を提案できないよう、契約担当者は細心の留意を払う必要がある。

(意見)

開発業者以外に委託できないとの理由で1者随意契約としているが、業務は3者に再委託されている。開発業者以外の業者でも行える業務については、委託業務を分割することにより競争環境を確保し、適正かつ最少の経費で委託業務を執行することを望む。

【総務省、地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会報告書（抜粋）】

(3) 民間委託等における競争環境の維持

民間委託等の推進により効率的な行政を実現するためには、公共サービスの提供に競争環境を確保することが必要であり、公共サービス提供の担い手となる民間事業者が定期的に入れ替わる機会が担保されていることが重要である。しかし、特定の民間事業者しか利活用できないシステムの開発が業務内容に含まれている場合や、特殊なノウハウが特定の民間事業者に蓄積される業務などの場合には、委託業務の内容が当該民間事業者にしか理解できないものとなつてしまふ(業務内容のグラフィックソフト(2)、契約終了時において、新規の民間事業者が当該業務の入札に参加できない「独占」状況)が発生してしまふ懸念がある。

業務のグラフィックソフト化を防止するためには、委託業務に対する行政のマネジメントが重要となる。例えば、業務実施手順や手法、運営上の留意点など公共サービスの質の維持に欠かせない定型的事項についてはマニュアル化し、契約期間終了に当たり業務の引継ぎを義務化しておくこと(など)などを、あらかじめ契約等において合意しておく必要がある。また、IT分野など専門的知識が必要な業務を委託する場合には、専門の第三者をアドバイザーとして活用することが考えられる。

(28) 富士の国やまなし誘客促進事業 (ふるさと旅行券に係るホームページ作成)
業務委託 (観光企画課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

富士の国やまなし誘客促進事業(国の交付金を利用した「ふるさと旅行券」の販売委託：平成27年3月補正予算にて決定)に関連して、県外在住の外国人を誘客するため、県の観光情報公式ホームページ「富士の国やまなし観光ネット」上における多言語版ホームページの作成をする。

(2) 委託する理由

多言語版ホームページの構築という専門性の高い業務であるため。

(3) 契約方法等

年度	平成27年度
契約方法	随意契約
委託先	グローバルデザイン(株)
契約金額	33,100,000円
予定価格	33,144,000円
落札率	99.8%
見積提出者数	1者

2 検討

(1) 随意契約の理由

県では、県の観光情報公式ホームページの保守管理業者であるグローバルデザイン(株)に、随意契約の方法により、多言語版ホームページの開設・運営業務を委託した。

随意契約の理由について、次のとおりであった。

- ア 当該ふるさと旅行券の販売は平成27年8月1日から開始のため、7月中旬に多言語版ホームページを開設し早期かつ積極的にPRする必要があるが、入札を行うには時間的余裕がなかった。
- イ 県の観光情報公式ホームページの中に、多言語版ホームページを構築してPRすることが、最も事業効果がある。

ウ 県の観光情報公式ホームページは、グローバルデザイン（株）独自の技術や知識に基づいて構築・運用されており、特に情報更新の作業を行う際は同者以外にできない。

3 指摘及び意見（意見）

競争入札が可能な方法にすることも考慮し、委託内容を検討することを望む。

別個に多言語版ホームページを作成し、県の観光情報公式ホームページにリンクを貼る方法も検討されるべきであった。

新規ホームページを作成する方法に不利がなければ、競争入札を採用できる。1者随意契約を前提とした選定ではなく、選択可能な方法を十分に検討することで効果を上げることが重要である。

(29) 富士の国やまなし誘客促進事業（ふるさと旅行券）業務委託（観光企画課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

地域住民生活等緊急支援のための交付金（国）を活用した事業であり、ふるさと旅行券（券面額30%及び50%割引）を受託者（旅行代理店）に発行させ、県内への旅行者に販売し、割引額相当額及びPR費用等を県が負担するものである。

(2) 委託する理由

ふるさと旅行券を発行するに当たり、独自のノウハウを必要とする事業であるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成27年度
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先	（株）JTB関東 甲府支店
契約金額	517,076,170円
見積提出者数	2者

2 検討

(1) 提案の審査方法

この契約方法は「公募型プロポーザル方式による随意契約」（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、同施行令第167条の10の2、地方自治法施行規則第12条の4）であり、予定価格の範囲内で企画の提案を受け、委託者を選定する。

県では、落札者決定基準により、「富士の国やまなし誘客促進事業業務に係る企画提案審査要領」を制定、学識経験者を含む審査委員7名に審査を委嘱した。

審査委員は次のとおりである。

ア 学識経験者（学識者及び民間事業者）4名

イ 学識者 山梨県立産業技術短期大学校関係者1名

ウ 学識者 県内市町村の観光所管課関係者2名

エ 民間事業者（公社）やまなし観光推進機構（県の外郭団体）関係者1名

オ 事業効果等に関連する県職員 3名

カ 山梨県（本庁）関係者3名（観光部2名、農政部1名）

このように見ると、7名のうち6名が行政職員及びその関係者である。

また、民間事業者として委嘱されている者も県の外郭団体職員であり、当該事業の核となる民間観光業者ではない。

県によれば、県内市町村の所管課関係者を委員（学識者）としたのは、長年観光行政に携わった観光の専門家であるとの観点である。

また、民間事業者として民間観光業者を選ばなかったのは、これらの業者は全て今回の応募者2者と事業上の関係があり、むしろ公平な審査がされにくいと判断したことである。

3 指摘及び意見（意見）

プロポーザル方式における審査委員の選定について、民間の意見や客観性をさらに向上させるため、民間の学識経験者（官公庁等行政関係者を除く）をより積極的に登用することを望む。

公募型プロポーザル方式の趣旨は民間の自由なアイデアを広く募った上で、そのアイデアを、学識経験者等、民間の専門家が客観的かつ公正に審査することにあると考える。

学識経験者3名のうち2名が、当該事業の受益者たる県内市町村の職員であることは、審査の客観性を図る点から、必ずしも望ましいとは考えられない。

行政関係者以外の学識経験者(大学教授、研究機関の研究員等)を最低でも複数名登用し、より客観的な議論を進めるよう検討することを望む。

また、民間の意見の反映、客観性の向上という観点から、民間事業者である県内観光業者を登用することは、会議体として審査する中では公平性を欠くというよりも、メリットの方が高いと考えられ、検討を望む。

(30) 富士の国やまなし館及びビストラン管理運営業務委託

(観光プロモーション課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

「富士の国やまなし館」の管理運営及びビストラン「Y-wine」の管理運営。

(2) 委託する理由

首都圏における本県の情報発信拠点として、年間を通して「旬の観光物産情報の発信」を行うとともに、アンテナショップとしての機能強化を図り、本県への誘客促進と県産品の販路拡大に努めるため。

(3) 契約方法等

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	随意契約(単独)	随意契約(単独)	随意契約(単独)
委託先	(公社)やまなし観光推進機構	(公社)やまなし観光推進機構	(公社)やまなし観光推進機構
契約期間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	6,149,220円	6,012,029円	17,537,353円(注)

(注)平成27年度から、再委託契約の経費10,800,000円が増加となっている。

随意契約とした理由は、来館者やSNS等に対して観光情報を発信し、本県への観光客誘致を促進するためには、市町村や観光関係業界団体等と一体となってPR活動等に取り組むことが重要であるため、その調整が可能な業者に委託することにしたためである。また、富士の国やまなし館の物販に係る業務については、平成22年6月1日から(株)電通ワークスに(公社)やまなし観光推進機構から再委託を行っていたが、平成27年3月

31日の契約期間満了をもって契約を解除することとなった。その後平成27年4月から(株)サンテールと再委託契約を結ぶこととなったが、PR強化を行い、物販機能向上を図るため、再委託料を増額した。

2 検討

(1) 再委託の承認と再委託料について

業務委託契約書第1条第4項により、再委託の場合は県の承認を受けなければならない。国は、再委託等に係る手続の適正化を推進する観点から、委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力等について審査し、承認を行うものとしている。

しかし、平成27年度に再委託先と再委託料が変更になっているにもかかわらず、再委託理由と再委託料の積算根拠等を示した承認申請書は、県に提出されていない。

県によると、「観光プロモーション課と(公社)やまなし観光推進機構は同じフロアにあり、日頃より意見交換、情報交換を定期的に行っており、再委託先は県側の意向を反映して決定したこともあるため、長期にわたる調整をもって承認としている。」との回答であった。

(2) 委託料の一括前金払

当該経費は、山梨県財務規則第76条及び地方自治法施行令第163条第2号の「委託費」に該当し、前払金を支払うことができる。

そして、委託料のうちの再委託料まで含めて4月に一括前金払している。県によれば、(公社)やまなし観光推進機構には自主財源がなく、観光案内業務のための職員人件費等を毎月支払う必要があるためとのことである。

(3) 委託料の精算書の作成

業務委託契約書第5条には、委託期間終了後速やかに委託業務精算調書を作成し、県に提出し、不用額が生じた場合には返納するとされている。

しかし、委託業務契約書第15条の事業報告書の事業収支決算書(業務受託収支決算書)は作成されているが、委託業務精算調書は作成されていない。

3 指摘及び意見

(指摘 1)

再委託の内容及び再委託料について、書面で承認を受ける必要がある。

承認を受けたことを証するためには、当然に書面で承認されたことが残されていないなければならない。

(指摘 2)

委託金額を一括前払としている理由がなく、見直しが必要である。

委託料を前金払するに当たっては、合理的な理由と最低限の必要額を検討した上で行わなければならない。無駄に業者に金銭を預けることはすべきでない。

(指摘 3)

委託業務精算調書を作成する必要がある。

契約書に規定されている書面は、実額精算が確実にできるような方法で必ず作成し、それに基づいて精算をすべきである。

(31) ハローキティ特設ホームページ作成に係る業務委託(観光プロモーション課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

「富士の国やまなし観光ネット」内に平成27年1月に「富士の国やまなし観光ナビゲーター」に任命されたハローキティの特設ホームページを作成する委託業務。

(2) 委託する理由

認知の高いキャラクターを活用したイベント情報等の発信に効果があるため。

(3) 契約方法等(税込)

年度	平成27年度
契約方法	随意契約(単独)
委託先	グローバルデザイン(株)
契約期間	4月1日～3月31日
契約金額	920,000円

完了年月日	最終3月25日
請求日	平成28年4月1日
支払日	平成28年4月15日

(4) 単独で随意契約する理由

次の「単独で随意契約する理由」を基に見積合わせを省略して随意契約を締結している。

【単独で随意契約する理由】

「富士の国やまなし観光ネット」内に平成27年1月に「富士の国やまなし観光ナビゲーター」に任命されたハローキティの特設ページを開設しているところだが、山梨県の魅力を継続して情報発信していくことは、ハローキティの知名度の高さから観光ネット自体へのアクセス者数の増加も見込まれるなど、大きな効果が期待できる。

「富士の国やまなし観光ネット」のシステムは、グローバルデザイン(株)独自の技術や知識に基づくものであり、他に公開されるものではないため、本システムの保守業者は、グローバルデザイン(株)以外に行うことは不可能である。また、本システムの後年度の保守料については、「富士の国やまなし観光ネット」の既存保守予算で対応可能であり、経費の面からも有利である。

以上のことから、グローバルデザイン(株)に業務委託することにより効果的、列率的な事業執行が可能となり、また他に業務委託先の適任者はないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)により、グローバルデザイン(株)と随意契約を締結し、山梨県財務規則第137条第1項第3号の規定により見積合わせを省略する。

2 検討

「富士の国やまなし観光ネット」のシステムは、グローバルデザイン(株)独自の技術や知識に基づくものであり、他に公開されるものではないため、本システムの保守業者は、グローバルデザイン(株)以外に行うことは不可能である。また、本システムの後年度の保守料については、「富士の国やまなし観光ネット」の既存保守予算で対応可能であり、経費の面からも有利である。」を理由として、グローバルデザイン(株)に業務委託することにより効果的、列率的な事業執行が可能となり、また他に業務委託先の適任者はないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)により、グローバルデザイン(株)と随意契約を締結し、山梨県財務規則第137条第1項第3号の規定により見積合わせを省略している。

しかし、「ハローキティの特設ホームページ」について競争入札で作成業務委託し、「富士の国やまなし観光ネット」からリンク方式で作成した「ハローキティの特設ホームページ」に移動し情報を見ることができるとも考えられる。

3 指摘及び意見

(意見)

見直しを省略しての随意契約ではなく競争入札方式を採用し、競争性により経費の削減、新規参入の機会確保の面から、県は、単独での随意契約ではなく競争入札で業者選定することを検討することを望む。

「富士の国やまなし観光ネット」内に作成する場合には、当然として「富士の国やまなし観光ネット」のシステムを運営委託及び保守委託を受託している業者と随意契約することで効果的、効率的な事業執行が可能となることも考えられる。

しかし、「ハローキティの特設ホームページ」について競争入札で作成業務委託し、「富士の国やまなし観光ネット」からリンク方式で作成した「ハローキティの特設ホームページ」に移動し情報を見ることができるとも考えられる。

リンク方式を採用すれば、競争入札による業者選定も可能となり「富士の国やまなし観光ネット」のシステムを運営委託及び保守委託を受託している業者以外の新規参入の機会が得られ、さらに競争性により経費面も減少することも可能と考えられる。

(32) 富士の国やまなし観光PR強化事業（グリーティング）（観光プロモーション課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容
世界中で人気のあるハローキティを観光ナビゲーターとして起用することで、国内外から本県への更なる誘客促進を図る。

(2) 委託する理由
認知の高いキャラクターを活用し本県のPRを行うことにより県内への誘客や周遊観光促進の効果がある。

(3) 契約方法等
「ハローキティについては(株)サンリオが独占的に権利を有するものであり、着ぐるみを使ったグリーティングについても同様であるため、契約相手方としては株式会社サンリオ以外に存在しない。」ため単独で随意契約した。契約内容は次のとおりである。

【平成27年度における契約内容】（税込）

受託者名	契約種別	委託金額	委託年月日	委託期間	支払年月日
(株) サンリオ	随意契約	336,605円	平成27年6月18日	平成27年7月25日	平成27年8月20日
(株) サンリオ	随意契約	331,441円	平成27年6月18日	平成27年7月19日	平成27年8月20日

(株) サンリオ	随意契約	332,640円	平成27年7月3日	平成27年7月18日	平成27年8月20日
(株) サンリオ	随意契約	363,985円	平成27年8月14日	平成27年9月5日	平成27年10月16日
(株) サンリオ	随意契約	335,581円	平成27年8月14日	平成27年9月26日	平成27年10月16日
(株) サンリオ	随意契約	331,985円	平成27年8月24日	平成27年9月7日	平成27年10月16日
(株) サンリオ	随意契約	364,385円	平成27年8月24日	平成27年10月18日	平成27年11月9日
(株) サンリオ	随意契約	356,942円	平成28年3月8日	平成28年3月19日	平成28年4月5日

2 検討

平成27年度は、(株)サンリオと富士の国やまなし観光PR強化事業（グリーティング）契約を合計8回締結している。

委託内容は、ハローキティの出演料でその請求内訳も出演料が主なもので、各請求で異なる項目は交通費、立会料及び特別衣装代で実費精算的項目となっている。支払は、数回分まとめて支払っている場合もある。

3 指摘及び意見

(意見)

委託内容の主要な出演料、MC出演料、出演雑費の単価は同額であり、異なっている項目は実費精算的項目である交通費、立会料及び特別衣装代となっている。このことから、県は、単価契約での契約方法を検討することを望む。

「出演料、MC出演料、出演雑費」について、単価契約として契約し、交通費、立会料等は実費精算する契約方法を検討することを望む。

(33) 富士の国やまなし観光PR強化事業業務委託（観光プロモーション課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容
ハローキティを活用して山梨のPRを行う。
・東京・大阪・名古屋で実施する県や機構の観光キャンペーンの盛り上げ。
・本県の魅力をPRし、県内への誘客及び周遊観光を促進するような企画の実施。

(2) 委託する理由
認知の高いキャラクターを活用し本県のPRを行うことにより県内への誘客や周遊観光促進の効果があるため。

(3) 契約方法等
公募型プロポーザル方式は、業務体制や業務の遂行方式なども提案の一部となるが、仕様書に示した機能や事業のシナリオ構成などをベースに参加業者が独自の機能や業務支援などを新たに提案し、各社の企画力・技術力を競う方法である。また、入札という形態をとっていないため、提案で各社が示した独自のアイデアを反映した新たな機能などを予算の範囲内で追加できる。よって、発注者が示した仕様以上の成果品が期待できる、として公募型プロポーザル方式による随意契約を採用した。

【契約内容（税込）】

契約方式	公募型プロポーザル方式
子定価格	20,000,000円
契約金額	19,999,999円
契約業者名	(株) アサツーディ・ケイ

(4) 審査委員名簿について
「富士の国やまなし観光PR強化事業」業務委託の企画提案実施要領（抜粋）は、次のとおりである。

【企画提案実施要領（抜粋）】

4. 審査及び結果通知
(1) 審査
① 本業務におけるプロポーザルに係る審査は、本県職員等から構成される富士の国やまなし観光PR強化事業業務委託に係る企画提案審査会が行う。
② 提案内容及び経費等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を最優秀提案者とする。
③ 最高得点の者が同点の場合、経費の見積等を総合的に判断、最優秀提案者を選定する。

上記の規定により下記の審査委員が選出されている。

審査委員は次のとおりである。

【審査委員名簿】

No.	氏名	区分	所属等
1	A	・観光部次長 ※審査委員長	観光部
2	B	・産業技術短期大学校観光ビジネス科講師 ※観光ビジネス全般に関する知見	学識者
3	C	・やまなし観光推進機構事務局長 ※観光事業者全般に関する知見	民間事業者
4	D	・地域産業振興課長 ※県内の地域産業に関する知見	産業労働部

5	E	・観光振興課長 ※県内の総合的な観光情報に関する知見	観光部
6	F	・農産物販売戦略課長 ※農産物の販路拡大に関する知見	農政部
7	G	・観光企画・プログラム推進課長 ※審査全体の取りまとめ	観光部

2 検討
企画提案実施要領には、「本業務におけるプロポーザルに係る審査は、本県職員等から構成される富士の国やまなし観光PR強化事業業務委託に係る企画提案審査会が行う」と規定され、審査委員は本県職員等から構成されることとなっている。

上記の審査委員名簿のとおり審査委員は7名で県職員が7名中5名を占めており、県職員以外は2名となっている。

3 指摘及び意見
(意見)

「参加事業者の企画提案により、事業者の組織力、先進的なアイデア、業務に對する姿勢や業務遂行体制、契約締結後の柔軟な対応等も含めて評価し事業者を決定する」審査委員に県職員以外の委員が7名中2名ではなく、県独自でできない観光PR強化事業を委託することとを考えると、県は、審査委員に県職員以外の者を任命し、民間委員の知見を活用して審査することを望む。

予算額も2,000万円となる公募型プロポーザル方式による随意契約に関する審査委員を県職員が7名中5名を占めているが、県独自でできない観光PR強化事業を委託することを考えると審査委員には、県職員以外の者を半数以上任命し、民間委員の知見を活用して審査することを望む。

(34) やまなしサポーターズ倶楽部交流会の開催業務委託（観光プロモーション課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県の豊かな自然や、フルーツ、ワインをはじめとする県産品などの“やまなしの魅力”を様々な機会を通じて情報発信していくため、山梨県出身または山梨県にゆかりのある方たちに「やまなし大使」をお願いし、山梨県のサポーター（個々を「やまなし大使」と呼び、その集合体を「やまなしサポーターズ倶楽部」と称する。）として全国に情報発信していただくことで、山梨のイメージアップを図ることを目的としている。その主要事業として毎年1回、東京都内のホールにおいて、山梨県の魅力を紹介する、やまなしサポー

ターズ倶楽部交流会を開催しており、それに関する業務、その他これに付帯する業務を委託する。

(2) 委託する理由

効果的かつ円滑に実施するためには、イベント企画・実施の専門的なノウハウを持つ事業者に委託する必要があるため。

(3) 契約方法等

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	随意契約(指名型プロポーザル方式)	随意契約(指名型プロポーザル方式)	随意契約(指名型プロポーザル方式)
委託先	(株)ユー・テイ・ワイ企画	(株)アドレーン社	(株)ユー・テイ・ワイ企画
契約期間	7月3日～9月30日	6月30日～9月30日	7月3日～9月30日
契約金額	4,130,000円	4,130,000円	4,130,000円
参加者	2者	2者	2者

イベント企画・実施の専門的なノウハウを持つ広告代理店等を対象に、条件に適合する事業者2者を指名し、企画提案のプレゼンテーションを行い、6名の審査員により決定した。

2 検討

(1) 交流会の成果の検証方法

交流会終了後の検証については、各ブース出展者にアンケート調査を実施し、来場者からの質問や意見、ブースへの関心度等を確認するとともに、運営方法等について意見を聞くなどしている。また、「やまなし大使」からの1年間の活動実績等の報告を提出している。

このようなことを実施し、県によればこれで事業の成果・効果の検証は行っているとのことだが、県として検証した結果をまとめた、県が作成した報告書等の書類はなかった。

3 指摘及び意見

(意見)

交流会の成果・効果を検証した報告書を作成することを望む。

交流会の目的を達成することができたかどうかの整理と、今後の交流会及びやまなしサガ

ターズ倶楽部全体の活動がより良くなるよう、主催者である県がその事業の成果・効果を検証した報告書を作成することは重要である。

(35) ハケ岳地域観光施設維持補修業務委託(観光資源課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

ハケ岳地域の観光施設維持補修業務委託で、工事場所は北杜市大泉町西井出美し森地内外である。

(2) 委託する理由

県が管理する歩道や園地等の観光施設の維持補修について、業務を委託することにより、緊急時に迅速に対応し、利用者の安全を図る必要があるため。

(3) 契約方法等(税込)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先	(株)上村建設	長田興業(株)	(株)浅川運輸士建
契約期間	4月19日～3月31日	5月13日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	1,470,000円	1,818,213円	1,064,763円
入札参加者数	5者	5者	4者
完了年月日	最終 3月31日	最終 3月31日	最終 3月31日
支払日	平成26年5月2日	平成27年5月1日	平成28年4月28日

(4) 指名競争入札について

今年度から年度初めの4月1日から契約期間とするため、契約準備行為として平成27年3月25日に5者を指名して電子入札を実施した。契約準備行為であるため予定価格は公表していない。

第1回目は予定価格をオーバーしたので第2回を実施して落札者が決定した。入札状況は次のとおりである。

【入札状況】

業者名	第1回	第2回	入札状況
A	1,480,000円		辞退
B	1,450,000円	1,340,000円	参加

C	1,500,000円	1,390,000円	参加
(株) 浅川運輸士建	1,400,000円	1,300,000円	落札
D	1,470,000円	1,380,000円	参加

(5) 指名業者について

下記条件により公共システム（平成26年4月1日現在）のデータを検出
 ・管内 中北建設事務所峡北支所管内
 ・格付 A B

検出した25業者から過去の指名、実績を参考に5者指名している。
 指名業者及び落札業者の推移は次のとおりである。

【指名業者及び落札業者の推移】

業者名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
A	指名 (落札)	指名	指名	指名	指名
B	指名	指名 (落札)	指名	指名	指名
C	指名	指名	指名	指名	指名 (落札)
D	指名	指名	指名	指名 (落札)	指名
E	指名	指名	指名 (落札)	指名	指名

山梨県建設工事等指名選定要領（抜粋）は、次のとおりである。

【山梨県建設工事等指名選定要領（抜粋）】

(指名選定業者数)		指名数(人)	
第2条	工事等の指名選定業者数は、原則的に次の表のとおりとする。なお、表の指名数を5割まで増やすことができるものとする。	附 請 負 額	指 名 数 (人)
		1,000万円未満	5
		1,000万円以上5,000万円未満	6
		5,000万円以上1億円未満	8
		1億円以上	10

2 検討

平成23年度から5年間は指名業者が5者に限定されており、落札業者も毎年異なり輪番で落札している状況となっている。

3 指摘及び意見

(意見)

指名業者を毎年、同一事業者5者と限定することなく新規参入業者にも入札機会を確保するよう、県は、指名業者数の増加を望む。

平成23年度から5年間は指名業者が5者に限定されており、新規に事業者が参入できない状況となっている。また、落札業者も毎年異なり輪番で落札している状況となっている。一定の条件で検出した事業者が25者中から「山梨県建設工事等指名選定要領」に規定する5者に限定することなく、なお書きの5割増しの7者を指名し、新規参入の機会を確保するよう指名業者数の増加を望む。

(36) 東海自然歩道管理委託（観光資源課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

八王子と大坂府箕面市を結ぶ1都8県2府に及ぶ全長1697.2kmの東海自然歩道における、山梨県内の歩道、付帯施設及び標識類を管理対象として、その管理を委託する業務

(2) 委託する理由

県が管理している東海自然歩道について、定期的なパトロールや清掃活動、歩道の草刈りや利用者への啓蒙などを、地域の実情に詳しく、住民にとって最も身近な行政主体である、歩道が所在する市町村に委託することにより、効率的かつ円滑に業務を行うため。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	富士吉田市外8市町村	富士吉田市外8市町村	富士吉田市外8市町村
契約期間	4月1日～3月31日	5月13日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	3,825,150円	3,934,440円	3,934,440円
完了年月日	最終 3月31日	最終 3月31日	最終 3月31日
支払日	平成26年4月28日	平成27年5月8日	平成28年5月26日

(4) 管理状況報告について（抜粋）

管理状況報告（抜粋）は次のとおりである。

【東海自然歩道管理状況（抜粋）】

月 日	パトロール及び草刈対象地域	事務内容	出勤予定人数	備 考
4月10日	鶴坂峠→切通峠	歩道及び看板の確認	2人	
4月24日	石割山→大出山	歩道及び看板点検、ごみの回収	2人	
5月15日	ハリモミ→大出山	歩道及び看板点検、ごみの回収	2人	
6月19日	大平山付近	下刈・歩道整備	10人	おもてなしの会
6月19日	大平山付近	下刈・歩道整備	10人	山中青年団
6月19日	大平山付近	下刈・歩道整備	10人	平野旅館民宿組合青年部
(中略)				
合 計	17回		62人	

【東海自然歩道管理状況（抜粋）】

月 日	パトロール及び草刈対象地域	事務内容	出勤予定人数	備 考
4月中旬	スバルライン～本栖地区	歩道状況調査	8人	
5月中旬	スバルライン～三湖台	歩道清掃	8人	
6月中旬	精進地区～本栖地区	歩道清掃	6人	
(中略)				
合 計			102人	

2 検討

富士吉田市外8市町村の実績報告書には、地域を理解し地域と密着した協力的な団体へ再委託ともみられる方法で委託して、富士吉田市外8市町村がそれぞれ独自の管理をおこなっていることが確認できる。

3 指摘及び意見

(意見)

連続している東海自然歩道の管理について、毎年ではなくても、県は、主導して県内の統一した管理業務を行うことも検討することを望む。
富士吉田市外8市町村の実績報告書には、地域を理解し地域と密着した協力的な団体へ再委託ともみられる方法で委託して、富士吉田市外8市町村がそれぞれ独自の管理をおこなっている。

連続している東海自然歩道の管理について、毎年ではなくても県が主導して県内の統一した管理業務を行うことも検討することを望む。

(37) 秩父多摩甲斐地域観光施設維持補修業務委託（観光資源課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

秩父多摩甲斐地域の観光施設維持補修業務の業務委託で、工事場所は山梨市三富士釜口西沢溪谷地内外である。

(2) 委託する理由

県が管理する歩道や園地等の観光施設の維持補修について、業務を委託することにより、緊急時に迅速に対応し、利用者の安全を図る必要があるため。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契 約 方 法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	(有) 大澤工務店	(有) 大澤工務店	(有) 大澤工務店
契 約 期 間	4月19日～3月31日	5月13日～3月31日	4月1日～3月31日
契 約 金 額	2,290,178円	2,597,418円	1,236,346円 (減額変更後)
入札参加者数	3者	2者	2者
完了年月日	最終 3月31日	最終 3月31日	最終 3月31日
支 払 日	平成26年5月2日	平成27年5月1日	平成28年4月28日

(4) 指名競争入札について

年度初めの4月1日から契約期間とするため、契約準備行為として平成27年3月25日に5者を指名して電子入札を実施した。契約準備行為であるため予定価格は公表していない。5者のうち2者が辞退、1者が不参加となり、実質2者での入札となった。入札状況は次のとおりである。

【入札状況】

業 者 名	第 1 回	入札状況
(有) 大澤工務店	1,340,000円	落札
A	1,387,000円	参加
B		不参加

C	辞退
D	辞退

(5) 指名業者について
下記条件により電子入札・公共事業総合管理システム（平成26.4.1現在）のデータを
検出

- ・管内 映東建設事務所管内
- ・格付 A B C

検出した72業者から過去の指名、実績を参考に5者指名している。
指名業者及び落札業者の推移は次のとおりである。

【指名業者及び落札業者の推移】

業者名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
A	辞退				
B	参加	不参加			
C	参加	参加			
D	辞退				
(株)大澤工務店	落札	落札	落札	落札	落札
E		辞退			
F		辞退			
G			辞退		
H			参加	参加	辞退
I			不参加		
J			参加	不参加	
K				辞退	
L				辞退	
M					参加
N					辞退
O					不参加

(有)大澤工務店が5年連続落札している。

山梨県建設工事等指名選定要領（抜粋）は次のとおりである。

【山梨県建設工事等指名選定要領（抜粋）】

(指名選定業者数)

第2条 工事等の指名選定業者数は、原則的に次の表のとおりとする。なお、表の指名数を5割まで増やすことができるものとする。

附 請 負 額	指 名 数 (人)
1,000万円未満	5
1,000万円以上5,000万円未満	6
5,000万円以上1億円未満	8
1億円以上	10

(6) 履行確認について

観光施設維持補修業務について、実績報告書には施工前、施工中、施工後の写真が添付されている。それぞれの写真及び添付されており台紙のいずれにも日付の記載がない。

2 検討

過去5年間は指名業者を入れ替える等して5者を指名して入札を行ってきたが、毎年複数業者が辞退若しくは不参加となっている。

また、実績報告書の履行確認については、実績報告書に施工前、施工中、施工後の写真が添付され、履行確認はできている。しかし日付による実施日の確認はできなかった。

3 指摘及び意見

(意見1)

指名業者5者のうち2者が辞退、1者が不参加となり、実質2者での入札となっている。県は5者に限定することなく5者増しの7者を指名し、新規参入の機会を確保するよう指名業者数の増加が望まれる。

過去5年間は5者を指名して入札を行ってきたが、毎年複数業者が辞退若しくは不参加となっており、指名競争入札が十分機能していない。

一定の条件で検出した事業者が7者中から「山梨県建設工事等指名選定要領」に規定する5者に限定することなく、山梨県建設工事等指名選定要領第2条のなお書きを適用して、5割増しの7者を指名し新規参入の機会を確保するよう指名業者数の増加を望む。

また、指名競争入札にこだわらず、一般競争入札を実施することも検討することを望む。

(意見2)

県は、業務委託の確実な履行確認のため写真若しくは台紙などへ履行日を記載するよう業者に指導し、確実に履行確認することを望む。

実績報告書には施工前、施工中、施工後の写真が添付されている。それぞれの写真及び添付されており台紙のいづれにも日付の記載がない。
危険現場と思われるところもあり写真中のボードによる日付は困難なことも考えられるが、台紙の日付の記載はできると思われる。確実な実績の履行確認のため、台紙等への日付記載を望む。

(38) 山梨百名山標柱作成業務委託（観光資源課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山岳の保護と適正な利用を促進するため、適切な標識の配置やデザインの統一化を図ることに伴い、利用者の安全と利便性を確保するとともに、秩序ある風致景観を維持及び形成することを目的として「山梨百名山標柱」を作成する業務。

(2) 委託する理由

県産材の調達、円柱への彫り加工及び塗装が可能な業者に委託する必要があるため。

(3) 契約方法等

契約方法	指名競争入札
委託先	ロゴグラフィト事業協同組合
契約金額	4,134,240 円

平成 27 年 6 月、山梨県木材協会（山梨県甲府市德行 4-11-20 山梨県林業会館内）に、県産材による木材 76 本の調達と、円柱への彫り加工及び塗装が可能な業者を確認したところ、該当業者が 2 者のみの回答があり、その 2 者による指名競争入札を行った。

2 検討

(1) 記録の整備と各作業工程証明書

委託契約書第 11 条（材料の品質及び検査）第 5 項において「乙は当該業務の実施を適切に行ったことを証する見本又は写真等の記録を整備し・・・」とあるが、標柱の加工過程の写真が一部無かった。また、「塗装証明書」、「防蟻防虫防蟻処理証明書」はあるが、「加工処理証明書」はない。

(2) 予定価格の積算

予定価格の積算は、見積木材単価に建設積算資料による運搬費計算・梱包費を加算して行っている。

	単価	数量	金額
通常仕様	50,000 円	57 基	2,850,000 円
エコパーク仕様	55,000 円	19 基	1,045,000 円
小計（税抜）			3,895,000 円
合計（税込）			4,206,600 円

(3) 再委託

防蟻防虫防蟻処理を、静岡県浜松市の天竜森林組合に再委託しており、山梨県内ですべて作業が行われているわけではない。

3 指摘及び意見

(意見 1)

写真・証明書等の保存資料を保管整備することを望む。

委託契約書に基づき、保存すべき資料は必ず揃えるべきであり、また各工程の写真や証明書も同様である。

(意見 2)

県外事業者への委託の可能性も視野に入れ、予定価格の積算にあたっては隣接都県の実態も参考にすることを望む。

防蟻防虫防蟻処理を、県外事業者に再委託している。県では、県内事業者を優先し、技能の伝承を図っているとの事であった。しかし当該事業は 20 年ぶりの事であり、一部処理を県外事業者に再委託している実態である。入札が原則であることを考慮すると、効率性の観点からは、県外事業者への委託の可能性も検討する必要がある。よって、予定価格の積算にあたっては、隣接都県の調査を行い参考にすることも必要がある。

(39) 富士山五合目スバルロッジ地質調査等業務委託（観光資源課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容
富士山五合目スバルロッジ及び駐車場の地質調査を行うに際し現状の地形状況を把握するため詳細な測量を行う。

(2) 委託する理由
本業務は、スバルロッジ解体にあたり、崩落等の危険がないか、ボーリングにより敷地及び周辺の地質調査を行うものであり、ボーリング及び地質調査という専門技術とノウハウを持つ事業者への業務委託により執行するため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 26 年度
契 約 方 法	指名競争入札
委 託 先	(株) S C C
契 約 期 間	平成 26 年 10 月 10 日～平成 27 年 6 月 30 日
契 約 金 額	5,330,000 円
入札参加者	5 者
支出負担行為の起算日	平成 27 年 6 月 9 日
完了年月日	最終 6 月 23 日
支 払 日	平成 27 年 7 月 24 日

(4) 指名競争入札状況

入札参加者	第 1 回入札	入札状況
(株) S C C	5,330,000 円	落 札
A	5,450,000 円	
B	5,500,000 円	
C	5,570,000 円	
D	5,700,000 円	

(5) 契約変更について

【測量調査業務委託等委託契約の変更状況（税込）】

	当初契約	変更契約	変更契約	変更契約
契約年月日	平成 26 年 10 月 9 日	平成 27 年 3 月 13 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 9 日
契約金額	5,756,400 円	—	6,341,760 円 (585,360 円増)	6,183,000 円 (158,760 円減)
完成年月日	平成 27 年 3 月 13 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 30 日	—

完成年月日を変更するため、申請日付が記入されていない「工期延長願」が 2 枚請負者から提出されている。

1 枚目の工期延長願は次のとおりである。

【工期延長願（抜粋）】

1 契約番号	観光資源課一14-0005 (中略)
7 完成年月日	平成 27 年 3 月 13 日

工事について、下記により工期延長を申請します。

記

1 延長日数	18 日間	完成予定	平成 27 年 3 月 31 日
2 延長理由	富士スバルラインの交通規制により作業日が限られたこと及び現地作業状況で冬期のため気温が氷点下となり凍結し機械作業が困難であるため、18 日間の工期延期をお願いします		

2 枚目の工期延長願は次のとおりである。

【工期延長願】（技牌）

1	契約番号	観光資源課一14-0005 (中略)
7	完成年月日	平成27年3月31日
工事について、下記により工期延長を申請します。		
記		
1	延長日数	91日間 完成予定 平成27年6月30日
2	延長理由	富士スバルラインの交通規制により作業日が限られたこと及び現地作業状況で冬期のため気温が氷点下となり凍結し機械作業が困難であるため、91日間の工期延期をお願いします。

2 検討

当初の地質調査等業務委託契約書に履行完成日は、冬期中の平成27年3月13日と記載されている。

2枚の工期延長願の延長理由は、いずれも「富士スバルラインの交通規制により作業日が限られたこと及び現地作業状況で冬期のため気温が氷点下となり凍結し機械作業が困難であるため」となっており延長期間も合計109日となっている。

当初契約時の工期は146日と比較すると69%増の工期延長となっている。

3 指摘及び意見
(意見)

履行期間の設定は、期間内に業務委託を完了しその成果物を有効に使用するための重要事項であり、履行期間の変更は緊急事態等のやむを得ない理由の場合に限られる。県は、履行期間の延長変更について必要最低限の範囲にすることを望む。

「富士スバルラインの交通規制により作業日が限られたこと及び現地作業状況で冬期のため気温が氷点下となり凍結し機械作業が困難となる」ことも契約当初に想定される内容である。しかも、2回で期間も合計109日の延長をすることは、当初の履行期間の設定が明らかに見込み違いであった。

履行期間の設定は期間内に業務委託を完了しその成果物を有効に使用するための重要事項であることから、提出日がない工期延長願で短期間に2回、かつ、当初の履行期間より69%も延長することなく、請負者と十分情報を共有し、履行期間内の完成を望む。

(40) 電子入札コアシステム保守業務委託（県土整備総務課）

1 委託契約の概要

- (1) 委託の内容
 - ア 電子入札コアシステムに対する技術サポート（質問回答、諸動作確認）
 - イ 機能強化した改訂プログラムの提供

(2) 委託する理由

電子入札システムの基盤として（一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が開発した電子入札コアシステムを使用しており、平成16年の購入に際しシステム稼働後のサポートサービス（保守）を合わせて受けることとしているため

(3) 契約方法等

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契 約 方 法	随意契約（単独）	随意契約（単独）	随意契約（単独）
委 託 先	（3年間ともに同じ）（一財）日本建設情報総合センター		
契 約 期 間	（3年間ともに同じ）4月1日～3月31日		
契 約 金 額	2,250,000円	2,250,000円	2,250,000円
子 定 価 格	2,250,000円	2,250,000円	2,250,000円
落 札 率（％）	100%	100%	100%

ア 子定価格の積算及び契約金額

受託業者であるJACICが定める価格表に基づき決定。山梨県は人口500万人未満の都道府県（中小）に該当。

イ 随意契約の理由

電子入札システムの基盤となる電子入札コアシステムはJACICが独自に開発したものであり、平成16年度の購入に際し、稼働後のサポート・サービスをJACICから受けることとしており、「その性質又は目的が競争入札に適さないため」随意契約としている。JACICは国土交通省所管の一般財団法人であり、国土交通省の電子入札システム、汎用性の高い電子入札コアシステム等を開発し、政府機関・地方公共団体に提供している。

2 検討

(1) 委託金額の妥当性について

国土交通省所管の一般財団法人であるJACICが定めた全国共通の価格表に基づいており、実務的には問題ないと考えられる。

しかし、平成27年度電子入札システムプログラムサポートサービス報告書によれば平成27年度において改訂プログラムの提供はなく、また、山梨県からの問い合わせもしていないとのことであり、契約書に定められた委託業務のうち、諸動作確認の他には業務がほとんど発生していない。

平成27年度に行われた業務からすると委託金額は高額ではないかとも考えられ、引き下げの可能性について質問を行った。

(2) 県土整備総務課からの回答

確かに単年度で見れば、実施された業務が少ない年度もあるが、JACICから「改訂プログラムの開発に要する費用は、複数年度で返済する借入金で調達等し年度毎に価格の変動が生じないようにしている」との説明を受けており、特に問題はなく委託金額の引き下げを求めることは困難である。

ただし、JACICから電子入札システムの開発・保守に係る費用の具体的開示はないとのことである。

3 指摘及び意見

(意見)

JACICに対し、電子入札システムの開発・保守に係る費用の開示を求めることを望む。

電子入札システムは、多くの地方公共団体が共通に導入しているものであり、個々の団体が個別に保守業務を委託しているのではなく、当該委託に要する経費は、実質的には負担金としての性質を有していると考えられる。JACICの支出した経費に比べ適正な負担水準であるかを確認するため、JACICに対し電子入札システムに係る経費について開示及び説明を求めることが望まれる。

(41) 社会資本整備重点計画策定業務委託（県土整備総務課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県社会資本整備重点計画（第三次）を策定する業務である。

(2) 委託する理由

高度な専門的知識及びノウハウを要するため。

(3) 契約方法等

年 度	平成20年度（第二次）	平成27年度
契 約 方 法	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	(公財) 山梨総合研究所	(株) 建設技術研究所
契 約 期 間	平成20年5月17日 ～平成21年3月25日	平成27年7月28日 ～平成28年1月31日
契 約 金 額	3,800,000円	4,070,000円
予 定 価 格	4,380,000円	4,320,000円
落札率 (%)	86.7%	94.2%
入札参加者	5者(注)	5者

(注) 5者のうち1者入札辞退あり

2 検討

(1) 指名競争入札とした理由

建設コンサルタント業務の入札契約については、27年度の実施方針において指名競争入札を原則としている。本委託業務はこの原則に基づき指名競争入札を採用している。

(2) 入札における予定価格の公表

指名業者5者による電子入札が行われているが、落札業者以外の4者が全て予定価格と同額をそのまま入札している。担当者に考えられる要因を聞いてみたところ、今回より電子入札を採用したことと予定価格が事前公表されたため、たまたま4者が予定価格で入札したのではないかとのことであった。なお、前回平成20年度の入札を確認したところ、辞退した1者を除く4者の入札金額はバラバラであった。紙による入札であったため、予定価格の事前公表がされていないことが要因のひとつであると考えられる。

3 指摘及び意見

(意見)

指名競争入札の適正な競争性を確保するため、予定価格の事前公表取りやめ等について検討することを望む。

予定価格の事前公表は、情報公開に資することや職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること等のメリットがある一方、その価格が目安となつて適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の弊害があることも指摘されている。これについて、総務省は「地方公共団体の入札における予定価格の取扱いについて」という情報をホームページで公表しており、次のとおり記載している。

予定価格の事前公表については、適正な競争が行われにくくなること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の弊害が生じうるとされており、総務省では、予定価格の事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとするよう、地方公共団体に對し要請を行っています。

www.soumu.go.jp/main_content/000192482.pdf

よつて、指名競争入札の適正な競争性を確保するために、予定価格の事前公表の取りやめについて検討することを望む。

(42) 電子入札・公共事業総合管理システム保守運用業務委託 (県土整備総務課)

1 委託契約の概要

- (1) 委託の内容
 - ア システムの稼働監視アプリケーションサービス (サービス稼働率の保証)
 - イ セキュリティ及びウイルスチェックサービス
 - ウ 運用管理サービス (運用状況の管理・報告、サーバデータ・媒体の管理)
 - エ 障害故障対応サービス
 - オ 業務問合せ (ヘルプデスク) サービス (12 コール/時、同時接続 2 コール)
 - カ システム改修サービス

(2) 委託する理由

電子入札・公共事業総合管理システムのサービス稼働率を確保し、応札者・県職員からの問合せ対応のためには、システムを熟知した開発業者による保守管理が必要なため。

(3) 契約方法等

年度	平成 25 年度	平成 27 年度
契約方法	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
委託先	(株) YSK e-com	(株) YSK e-com
契約期間	平成 25 年 9 月 1 日～ 平成 27 年 8 月 31 日 (2 年間長期継続契約)	平成 27 年 9 月 1 日～ 平成 30 年 8 月 31 日 (3 年間長期継続契約)
契約金額	月 4,500,000 円 2 年間総額 108,000,000 円	月 4,500,000 円 3 年間総額 162,000,000 円
予定価格	108,000,000 円	162,000,000 円
落札率 (%)	100%	100%

(注)「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について(出納局長通知)」では、第 2 号(役務の提供)に規定する契約の契約期間は 3 年とされているが、平成 25 年度は機器のリース契約の終期に併せて 2 年間の契約としている。

2 検討

(1) 委託金額の妥当性について (ヘルプデスク運用 SE について)

【予定価格の積算内訳】

項目	月当たり工数	月単価	税抜月単価
ヘルプデスク運用 SE	2 人	月 800 千円	1,600 千円
システム運用 SE	1.48 人	月約 810 千円	1,200 千円
改修担当 SE	1 人	月 1,700 千円	1,700 千円
合計			4,500 千円

このとおり、ヘルプデスク運用 SE について、開発業者の SE の方を想定し一人月 800 千円×2 人分=1,600 千円の人件費を想定・積算している。

しかし、民間企業においては、システムのヘルプデスクの対応をマニュアル化し派遣社員等を活用することにより経費の削減を図っている企業もあり、今後の委託金額の見直しの可能性について検討した。

(2) 県土整備総務課からの回答

ヘルプデスクへの問い合わせ件数は依然として多く、特に公共事業総合管理システムに対する県職員からの問い合わせは複雑な対応が必要な場合も多く、当システムの開発か

ら関与しているSEの方が対応しており、現状では派遣社員に切り替えるのは困難であると考えている。

【ヘルプデスク問合せ件数】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	業者	所属	業者	所属
件数	2,799	3,817	4,240	3,637
			1,943	2,809

2年毎の更新があるため、業者からの問合せ件数は2年周期で変動する。

3 指摘及び意見
(意見)

当システムの保守運用業務委託は6年が経過しており、委託業務の見直しも含めて委託金額の引き下げの可能性を検討することを望む。特に、ヘルプデスク運用SEについては、民間企業等の経営努力を参考に、派遣社員等のアウトソーシングの活用可能性について今後も継続的に検討することを望む。

県土整備総務課から提示されたデータでは依然として問い合わせ件数は多く、現状ではヘルプデスク対応を経験豊富なSEから派遣社員等に切り替え、委託金額の低減を図ることは簡単ではないと考えられる。しかし、長期的な対策、例えば、職員へのシステム操作方法の研修の徹底等の対策を行うことにより、ヘルプデスク担当者（一人月800千円×2人分で算定）の経費削減の可能性を今後も様々な角度から検討することが望まれる。

(43) 建設業情報管理システム電算業務委託（県土整備総務課建設業対策室）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

建設業情報管理システム（以下「C I I S」という。）によって、県のパソコンから送信される建設業許可にかかる新規・更新等のデータ及び経営事項審査に係るデータの処理（行政庁間の相互利用を含む）に関するサービスの提供を行う業務である。

(2) 委託する理由

建設業情報管理システム電算処理業務は、一機関が専管する業務であるため。

(3) 契約方法等

年 度	平 成 27 年 度
契 約 方 法	随意契約
委 託 先	(一財) 建設業情報管理センター
契 約 期 間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
契 約 金 額 (単価契約)	システム基本料（1ユーザー1D当たり・月額） 50,000円 建設業許可電算処理料（1処理当たり） 2,000円 経営事項審査電算処理料（1処理当たり） 639円
契 約 期 間 の 委 託 料	システム基本料 600,000円（50,000円/月×12月） 建設業許可電算処理料 1,856,000円（2,000円×928件） 経営事項審査電算処理料 1,278,000円（639円×2,000件） 計 3,734,000円

2 検討

(1) 再委託の業務

(一財) 建設業情報管理センター作成「建設業情報管理システム電算処理業務に係る再委託について」において、本委託業務における財団と再委託先の（株）日立ソリューションズが行っている業務に関する説明がある。

ア 財団が行っている業務

- (ア) システム開発・改造
- (イ) システム運用・管理
- (ウ) 問合せ対応
- (エ) その他（システム研修、システム運営）

イ (株) 日立ソリューションズが行っている業務（再委託業務）

- (ア) C I I Sに係るデータセンター利用及びオペレーション等業務
- (イ) 第7期建設業情報管理システム本番・ステージング環境用機器保守
- (ウ) 第7期建設業情報管理システム開発環境用機器保守

すなわち再委託業務は、ハウジング業務（（一財）建設業情報管理センターが所有するサーバ等を（株）日立ソリューションズのデータセンター内に設置する場所の提供及び回線利用）、オペレーション業務（財団作成の運用スケジュールに基づいた処理の実行及びデータのバックアップに係る媒体の交換）、保守業務（機器故障時の修理交換等）である。

(2) 再委託承諾申請書上の再委託単価

(一財) 建設業情報管理センターと再委託先では再委託額の総額で契約されており、その委託予定総額に対する率(再委託費率)を算出し、変動のない委託単価に乗ずることによって次とおり再委託承諾申請書上の再委託単価が算出されている(平成27年度の例)。委託予定総額とは、国交省及び各都道府県から委託される本件業務にかかる収入総額の見込額である。

ア 再委託費率

97,407,600円(見積もられる再委託額) ÷ 357,819,445円(委託予定総額) = 約27.2%

イ 再委託単価の計算

システム基本料 50,000円 × 27.2% = 13,600円
 建設業許可電算処理料 2,000円 × 27.2% = 544円
 経営事項審査電算処理料 639円 × 27.2% = 174円

(3) 委託単価との比較分析

各年度の委託単価、再委託比率及び再委託承諾申請書上の再委託単価は次のとおりである。

(平成28年度)	委託単価	再委託費率	再委託承諾申請書上の再委託単価
システム基本料	50,000円	21.4%	10,700円
建設業許可電算処理料	2,000円	21.4%	428円
経営事項審査電算処理料	639円	21.4%	137円

(平成27年度)	委託単価	再委託費率	再委託承諾申請書上の再委託単価
システム基本料	50,000円	27.2%	13,600円
建設業許可電算処理料	2,000円	27.2%	544円
経営事項審査電算処理料	639円	27.2%	174円

(平成26年度)	委託単価	再委託費率	再委託承諾申請書上の再委託単価
システム基本料	50,000円	27.2%	13,600円
建設業許可電算処理料	2,000円	27.2%	544円
経営事項審査電算処理料	639円	27.2%	174円
(平成25年度)	委託単価	再委託費率	再委託承諾申請書上の再委託単価
システム基本料	50,000円	27.4%	13,700円

建設業許可電算処理料	2,000円	27.4%	548円
経営事項審査電算処理料	639円	27.4%	176円
(平成24年度)	委託単価	再委託費率	再委託承諾申請書上の再委託単価
システム基本料	50,000円	18.6%	9,300円
建設業許可電算処理料	2,000円	18.6%	372円
経営事項審査電算処理料	639円	18.6%	119円

このように、各年度の委託予定総額とこれに関する再委託契約予定額により、再委託費率は大きく変動する場合があります。結果として再委託承諾申請書上の再委託単価も大きく変動する場合があります。

3 指摘及び意見
(意見)

再委託費率の推移などに留意し、委託単価を見直す行動を検討することを望む。

再委託費率が変動している状況にあるが、委託単価が長らく改定されていない。

一機関が専管する業務における各都道府県共通の価格であること、また(一財)建設業情報管理センター所有のシステムの利用料相当額の把握など難しい面があるため、委託単価の見直しがいかに状況にある。しかし出損団体である都道府県の職員で構成される(一財)建設業情報管理センターの業務運営委員会は、法人の業務に関する事項について理事長に参考意見を述べることができる。

場合によっては他の出損団体と協議し、業務運営委員会の席上意見を述べるなどして、委託単価の見直しへの行動を検討することを望む。

(44) 建設業若年技能労働者定着促進事業委託（県土整備総務課建設業対策室）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容
建設業における若年技能労働者の会社への定着促進を図るため、県内建設業者に勤務する若年技能労働者を対象に、建設現場で求められる技術及び技能を習得するための教育訓練を実施する。

(2) 委託する理由

教育訓練を効果的かつ効率的に実施するために、土木施工管理に関する十分な知識及び各種研修・講習会を実施する能力が必要であるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契約方法	随意契約
委託先	(一社) 山梨県建設業協会
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
契約金額	2,982,399 円

2 検討

(1) 随意契約の理由

(一社) 山梨県建設業協会は、山梨県内の建設業者に対する十分な指導力を有していること、また県内建設業者を対象とした各種研修・講習会の実績が十分にあり、最も効果的かつ効率的に本事業を実施できる体制が整っているため。

(2) 再委託

ア 業務委託契約書の条項

業務委託契約書第 11 条に再委託の禁止が設けられている。その条項は次のとおりである。

乙は、当該業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合にはこの限りでない。

イ 再委託の状況

この委託業務は、建設業における若年技能労働者の会社への定着促進を図るため、県内建設業者に勤務する若年技能労働者を対象に、建設現場で求められる技術及び技能を習得するための教育訓練の実施である。実施した教育訓練は3つあるが、全て他の機関により行われている。訓練科目と再委託先は次のとおりである。

訓練科目	再委託先
玉掛け技術講習	建設業労働災害防止協会 山梨県支部
高所作業車運転技能講習	建設業労働災害防止協会 山梨県支部
土木施工管理入職者研修	全国建設産業教育訓練協会

しかし、再委託の承諾に関する書面は作成されていなかった。県に確認したところ、事業の実施にあたり事前に（一社）山梨県建設業協会より提出される計画書の中に研修内容が記載されており、その計画を県が承認することは、包括的に再委託についても承認していると考えられるのではないかと、その見解であった。しかし、計画書の記載は研修場所として実施機関の名称があるのみである。

3 指摘及び意見

(指摘)

契約書で原則禁止されている再委託を行うのであれば、正式に手続をする必要がある。

講習及び研修の実施を再委託しているにもかかわらず、再委託の承諾に関する書面が作成されていなかった。計画書を見ても研修場所として実施機関の名称があるのみで、それをもって再委託の承諾を県に求め承認を得たとはできない。契約書においてあらかじめ書面により承諾を得ることを定めている以上、計画書とは別に再委託の承諾書面を作成すべきである。また、県が直接再委託先と契約せず（一社）山梨県建設業協会と随意契約する理由は、講習実施以外の業務、例えば、建設現場で求められる技術や技能の選定、講習カリキュラムの検討、実施要領の作成、受講者の募集（複数受講者の調整含む）、講習中の管理監督、アンケート調査など講習終了後のフォロー等を行う独自のノウハウがあるからである。随意契約及び再委託承諾における理由にはこれらを明記し、今後の効果測定や委託料の見直しに生かすことが重要である。

(意見)

参加しやすい時期など講習日程についての配慮を望む。